



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 4 号

令和3年(2021年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○平成6年告示第132号(自転車等放置禁止区域の指定について)の一部改正について (")	3	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (") 5
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)	4	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (") 6
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4	● 監査公表
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4	○監査公表(第1号-第4号) (監査事務局) 6
○道路の供用の開始について (")	4	● 消防局公告
● 公 告		○消防車のサイレンの使用について (警 防 課) 11
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の一部取消しについて (建築指導課)	5	● 公営企業告示
● 選挙管理委員会告示		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 12
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 12
		● 公営企業公告
		○指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について (企業総務課) 12

告 示

●金沢市告示第56号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営若松バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 174台
- 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

令和3年2月1日から同月28日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市二口町ニ24番地5
- 公益社団法人金沢市シルバー人材センター

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 令和3年3月11日から同年6月10日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第57号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西泉1丁目地内	自	転	車	3台
北安江2丁目地内	自	転	車	1台
西金沢新町地内	自	転	車	1台
上荒屋6丁目地内	自	転	車	1台
駅西新町3丁目地内	自	転	車	1台

2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和3年2月1日から同月28日まで

3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和3年3月11日から同年9月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第58号

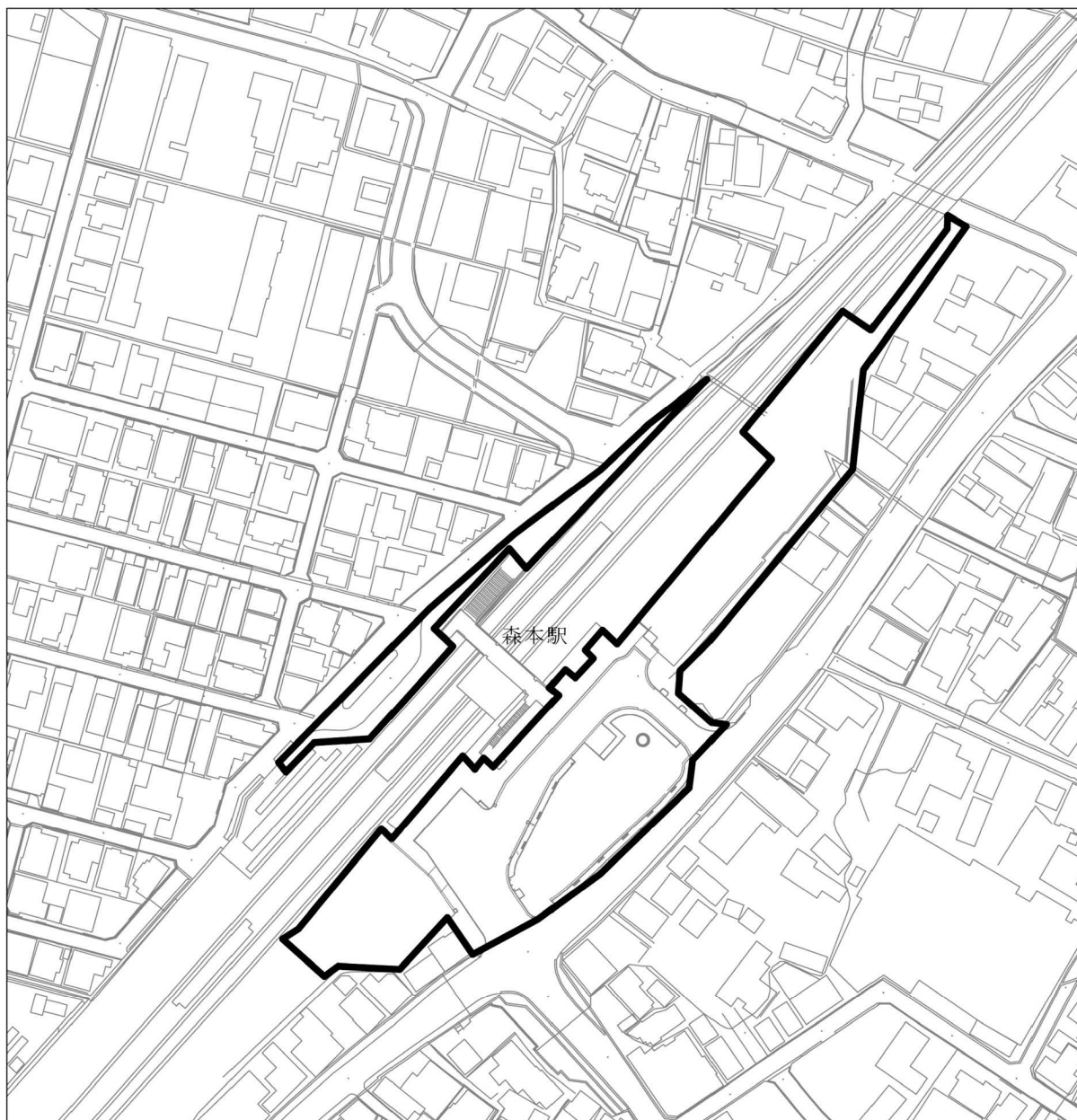
平成6年告示第132号（自転車等放置禁止区域の指定について）の一部を次のように改正します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

第7項を次のように改める。

7 森本駅前自転車等放置禁止区域



●金沢市告示第59号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和3年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局資産税課	令和3年4月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第60号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750103028	マザーズ四十万	金沢市四十万町北チ5番地1	有限会社ハーヴェスト	福井県福井市新田塚1丁目70番1号	放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年3月1日
1750103010	とーときっずるーむ	金沢市田上さくら1丁目126番地	合同会社THOTH	金沢市中山町ハ73番地	児童発達支援放課後等デイサービス	重症心身障害児以外	令和3年3月1日

●金沢市告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
1 級 幹 線	1 級 幹 線 38号 観法寺・吉原線	弥 勒 町 イ 2番4先から	旧	87.3～90.0	13.6
		弥 勒 町 イ 2番4先まで	新	97.5～103.3	13.6

●金沢市告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和3年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 38号 観法寺・吉原線	弥 勒 町 イ 2番4先から 弥 勒 町 イ 2番4先まで	令和3年3月11日

森 本 45号	弥 勒 町 イ	13番 5先から	令和3年3月11日
弥 勒 町 線 16号	弥 勒 町 イ	10番 7先まで	

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和3年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第372号	令和3年2月25日	金沢市畝田西1丁目143番1の一部	19.71	4.6

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,534人

●金沢市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,552人

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,552人

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,534人

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,776人

監 査 公 報

●金沢市監査公表第1号

金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林		充	男
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

第4条第1項第7号中「市長」の次に「若しくは企業管理者」を加える。

第5条第1項中「則り」を「のっとり」に改める。

第11条第1項及び第4項中「則って」を「のっとして」に改める。

第22条第2項中「監査等」を「監査（第4条第1項第1号から第6号までに定める監査に限る。）」に改める。

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林		充	男
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

第1 監査の概要

1 監査の対象部局等及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
総 務 局	秘書課、総務課、文書法制課、人事課、監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税課、市民税課	令和2年7月10日 ）
農 林 水 産 局	農業水産振興課	
福 祉 局	地域長寿課、生活支援課、障害福祉課、福祉指導監査課、こども未来部 子育て支援課、保育幼稚園課、こども相談センター	
出 納 機 関	会計課	
選挙管理委員会		
消 防 局	消防総務課	

企 業 局	経営企画部 経営企画課、企業総務課 営業部 お客さまサービス課、営業開発課 建設部 建設課、維持管理課 施設部 ガス課、上水・発電課、水処理課	令和3年3月2日
-------	--	----------

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、高岩勝人、清水邦彦

3 監査の対象範囲

令和元年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた令和2年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	高	岩	勝人
金沢市監査委員	清	水	邦彦

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月15日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局地域長寿課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成18年3月13日（平成18年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
老人保護措置費負担金に係る延滞金の減免については、減免事由の存否を調査確認したうえで行う必要がある。	延滞金について、減免措置を行う場合は、「金沢市福祉局及び保健局所管の徴収金に係る延滞金減免要綱」に基づき行うこととしている。 平成22年度以降に減免の事例はないが、今年度からは、延滞金に係る減免事務取扱要領を新たに作成し、減免基準を明確にするとともに、減免事由の存否の調査確認をより厳格に行うようにした。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年6月11日（平成21年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費還付金に係る延滞金について、減免手続きを経ずに徴収していないものが見受けられるので、適正を期す必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費返還金に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年3月24日（平成26年監査公表第4号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日 (平成28年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

2 財務事務等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月24日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局生活支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年3月12日 (平成30年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	生活保護費返還金に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用がより適切に行われるために、新たに「生活保護費に係る徴収金に関する延滞金の取扱い要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

●金沢市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月11日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 高 岩 勝 人
 金沢市監査委員 清 水 邦 彦

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月22日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会学校教育部学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日 (令和2年監査公表第9号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
・いじめを許さない学校づくり推進費について意見 (89ページ) 金沢市いじめ防止等対策委員会の議事録を作成する必要がある。	金沢市いじめ防止等対策委員会について、議事録を作成することとした。

<p>・特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費について 意見 (95ページ)</p> <p>用務先に対する謝礼は現金支給し領収書を入手することが望ましいが、謝礼として図書券等の金券を贈呈する場合、精算書等で支出先、何のための支出か等を明記する必要がある。</p> <p>・特色ある学校づくり推進費 新3学期制実践費について 意見 (95ページ)</p> <p>税務上の問題が生じる可能性があることから、謝礼の支出先が法人の場合、支出は個人口座ではなく法人口座へ行う必要がある。</p> <p>・薬品管理について 指摘事項 (155ページ)</p> <p>毒物・劇物については特に慎重な取り扱いが求められることから、定期的に、複数人での薬品管理簿の確認を行うべきである。</p>	<p>謝礼を適正に支出するため、金沢市委託事業経理事務処理要領を改正し、謝礼金の支払は原則現金とすることとし、図書券を渡す場合はいつ・誰に・何のための支出かを収支精算書に記載することとした。</p> <p>謝礼を適正に支出するため、金沢市委託事業経理事務処理要領を改正し、相手先が法人の場合は、個人口座への振り込みを不可とした。</p> <p>毒物・劇物の管理を徹底するため、理科用薬品管理簿について、複数人で劇毒物薬品の残量を点検するよう様式を改めるとともに、令和2年度より、4月の現有薬品報告時に、校長から理科用薬品確認報告書を提出させることとした。</p>
--	---

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月26日
- (2) 措置を講じた部局等 農林水産局農業水産振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日 (平成31年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・イノシシ等獣害防止対策事業費について 意見 (35ページ)</p> <p>捕獲駆除業務により捕獲されたイノシシ等について、市が責任を持って最終的な処分方法を確認する必要がある。</p> <p>・金沢湯涌みどりの里の果樹園再整備工事について 意見 (45ページ)</p> <p>少額工事として随意契約によるのではなく、一括発注による一般競争入札の契約方法を検討する必要がある。</p> <p>・金沢湯涌みどりの里のもち加工室について 意見 (47ページ)</p> <p>もち加工室の施設利用案内についても、他の施設同様に周知する必要がある。</p>	<p>市へ提出する捕獲概要票に、捕獲したイノシシの処分方法を記載する欄を追加し、最終的な処分方法を確認することとした。</p> <p>契約事務の適切な執行について指導徹底を図り、令和元年度からは競争性を取り入れた適正な契約事務を行った。</p> <p>もち加工室の利用案内のため、施設のパンフレット及びホームページへ利用に関する情報を記載した。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年2月26日
- (2) 措置を講じた部局等 農林水産局森林再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日 (平成31年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・金沢林業大学校の物品管理について 指摘事項 (144ページ)</p> <p>現状、物品管理が有効には行われていないため、金沢市財務規則等に従い、管理が必要な物品を定義すること、適切な物品管理台帳を整備すること、そして、定期的に現物と帳簿の突合せを行うなど適切に物品管理を行うべきである。</p> <p>・海岸保安林保全育成事業費について 意見 (149ページ)</p> <p>契約においては、一つの工事内容をみだりに分割すべきではなく、工事規模の実態に応じた契約手続を実施する必要がある。なお、災害発生等による緊急を要する場合は、2人以上の者から見積書を徴することなく随意契約を締結できるため、特に契約を分割する必要がないものと思料する。</p> <p>・金沢森林ふれあい施設管理費について 意見 (176ページ)</p> <p>医王の里施設は、金沢森林組合に無償で貸与され、同組合が施設の運用を行っている。施設は市の財産であるにもかかわらず、その財産の運用状況についての報告を毎期定期的に受けていない。毎期定期的な収支報告を求め、施設運営の効率性、土地賃借料の負担関係の見直し検討、不要な支出の有無の検討などを行う必要がある。</p>	<p>金沢市財務規則に従って物品を管理し、台帳の整理を行うとともに、令和2年度からは、委託業務に係る器具・備品については市が調達し、適切に管理することとした。</p> <p>契約事務の適切な執行について指導徹底を図り、令和元年度からは、競争性を取り入れた適正な契約事務を行った。</p> <p>令和元年度の収支決算より、毎期定期的な報告を求め、利用者数及び収益費用の推移を把握した上で、不要な支出等の有無及び土地賃借料の負担関係について、随時見直し検討を行うこととした。</p>

消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防衛訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和3年3月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

- 場 所 金沢市中央消防署管轄区域内 (長坂町地内)
- 日 時 令和3年3月21日 (日) 午前8時30分から午前9時00分まで
- 場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内 (磯部町地内)
- 日 時 令和3年3月21日 (日) 午前10時00分から午前10時30分まで
- 場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (湊3丁目地内)
- 日 時 令和3年3月21日 (日) 午前11時00分から午前11時30分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和2年11月1日から令和3年1月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 40,070円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 50,740円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 41,090円
- 2 原料価格変動額 48,400円
 算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 41,090円（1トン当たり平均原料価格）＝ 48,400円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－48,400円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円
 この結果、令和3年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から39.69円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第8号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和2年11月1日から令和3年1月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 50,740円
- 2 原料価格変動額 35,600円
 算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 50,740円（1トン当たり平均原料価格）＝ 35,600円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額－35,600円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円
 この結果、令和3年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から72.63円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第8条の規定により次の指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので、同規程第9条第5号の規定により公告します。

令和3年3月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	効力停止期間
136	ミナミ建工株式会社	金沢市横川2丁目299番地	令和3年2月24日から 令和3年5月23日まで

令和3年(2021年)3月11日 印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)3月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄